

浪速区人権啓発事業 この一年の主な活動

「大阪市人権啓発推進員浪速区連絡会」の活動

浪速区には、24名の大阪市人権啓発推進員（市内の概ね各小学校区単位に設置）があり、地域における人権啓発の推進と、人権相談への協力などの活動を行っています。市人権啓発推進員浪速区連絡会は、市・区及び区人権啓発推進協議会と連携し、研修会や街頭啓発活動など、様々な人権啓発活動に取り組んでいます。

憲法週間(5月)・人権週間(12月)

憲法週間(5月1日～7日)、人権週間(12月4日～10日)に合わせて区内関係機関・事業所および主要駅に啓発ポスターの配布、掲出をお願いしました。また、人権週間には、3年ぶりになんばパークスにおいて街頭啓発活動を実施しました。いずれも区役所庁舎前のぼり掲出などとして、広く人権の尊重を呼びかけました。



大阪府人権啓発推進員連絡会
浪速区人権啓発推進員連絡会

大阪市人権啓発・相談センター
電話 06-6532-7830
(平日 9:00～21:00 日 9:00～17:30)

浪速区役所
市民協働課(教育・学習支援担当)
電話 06-6647-9743
(平日 9:00～17:30)



同和問題(部落差別)とは
日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、経済的、社会的、文化的に不利な状態に置かれ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなど、深刻な人権問題です。同和問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことをご存じですか？
【平成28(2016年)12月16日施行】

- 現在もなお部落差別が存在するのと同時に、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることを留意
- 部落差別の解消に際し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明かにし、部落差別のない社会を実現することを目的とする。

絶対にダメ!

- ×「結婚・就職等における差別」
- ×「差別につながる身元調査等」
- ×「差別差遣書、インターネット上の差別差遣等」
- ×「差別的行為」

※「差別的行為」は、同和問題を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額の本を売付けたり、寄付金を強要するなどな行為です。

【人権に関するご相談は】

大阪市人権啓発・相談センター
電話 06-6532-7830
(平日 9:00～21:00 日 9:00～17:30)

浪速区役所 市民協働課 教育・学習支援担当
電話 06-6647-9743
(平日 9:00～17:30)



街頭啓発活動(なんばパークス)



◆ナニワ区民まつり(10/2)・浪速区民文化祭(11/27)・浪速区成人の日記念のつどい(1/9)・浪速区子どもカーニバル(3/12)開催のなかでも人権啓発コーナーを開設し、パネル展示やワークショップなどで来場者に広く人権啓発をおこないました。

2022第38回みなと人権展 SDGs～多様な人々がともに生きる/未来と世界にひらくまち～

港区・西区・大正区・浪速区合同「2022第38回みなと人権展」

SDGs～多様な人々がともに生きる/未来と世界にひらくまち～をメインテーマとして開催しました。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、従来のようなイベント会場に来場していただく形ではなく、期間中いつでも、どこでも、なんどでもアクセスしていただける特設ホームページを開設しました。

- ◆期間: 令和4年12月1日(木)～令和5年1月31日(火)
- ◆内容: さまざまな人権課題に関する啓発記事や動画のほか、港区内の小・中学校の児童・生徒から募集した人権啓発作品も掲載しました。

